

金沢市食品ロス削減推進計画の策定について

1. 計画の概要

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）に基づき、同法の目的である地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体の連携により食品ロスの削減を計画的に推進するため、本計画を策定する。

策定にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称 廃棄物処理法）に基づき策定した「ごみ処理基本計画（第6期）」のうち、食品ロス削減に関する事項との調和を保つこととし、より具体的な施策に関する事項を定める計画として位置付ける。

(1) 根拠法令

食品ロス削減推進法 第13条第1項

市町村は、基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの推進に関する計画を定めるように努めなければならない。

(2) 国の動向及び経緯

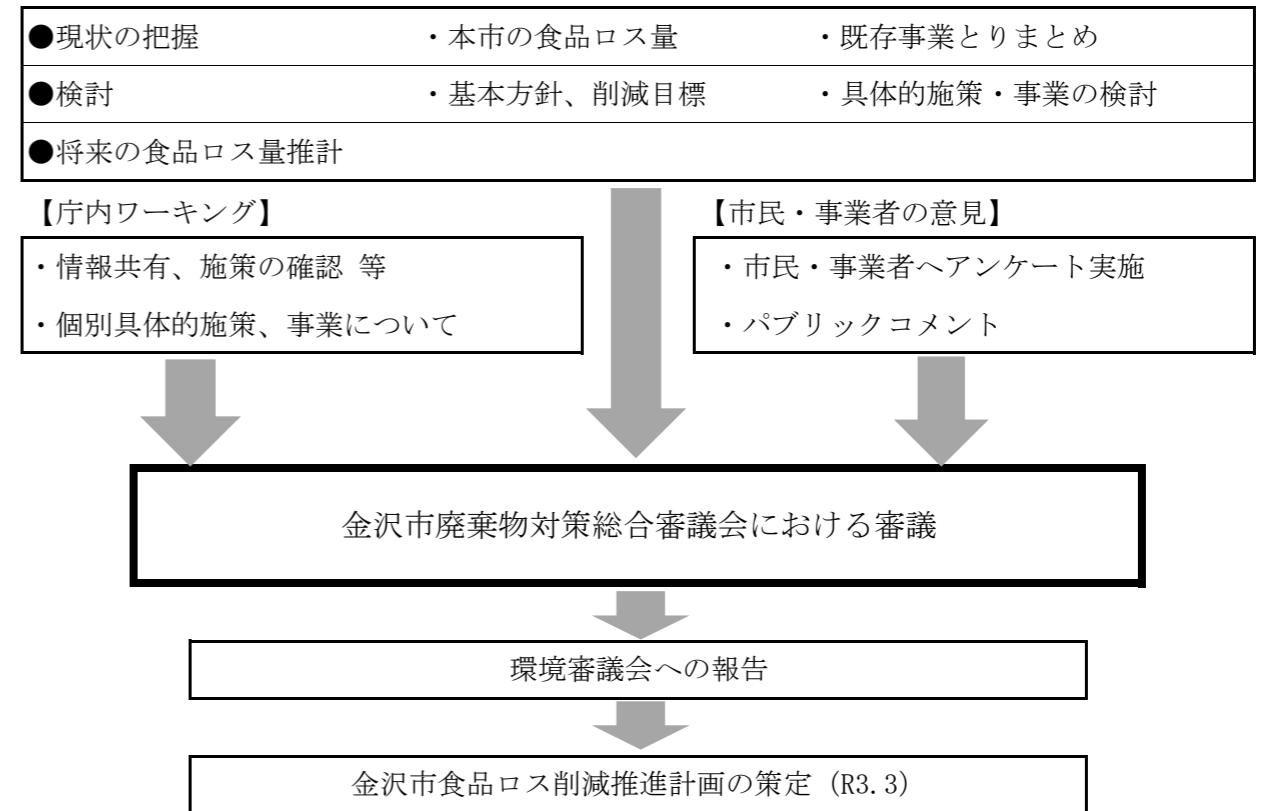
【国の動向】	平成30年6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」（環境省） →家庭系食品ロス量における半減目標を設定 (2030年度までに2000年度比で半減)
	令和元年7月	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(農林水産省) →事業系食品ロス量における半減目標を設定 (2030年度までに2000年度比で半減)
	同年10月	「食品ロス削減推進法」施行（消費者庁）
	令和2年3月	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(以下、基本方針という。)」を閣議決定

【本市の経緯】	平成30年度	食品ロス対策事業 開始
	令和2年3月	※「金沢市ごみ処理基本計画（第6期）」 →食品ロス削減に関する事項を追加 ※期間は令和2年度から16年度までの15年間。概ね5年で見直し。

2. 計画策定の方針

- ① 国の基本方針（食品ロス削減目標等を含む）を踏まえ、策定する。
- ② 計画の期間は令和6年度までとし、現ごみ処理基本計画改定時（令和6年度予定）に第7期ごみ処理基本計画の中に位置づけることとする。
- ③ 関連する諸計画（金沢市環境基本計画、金沢市ごみ処理基本計画、金沢市食育推進計画等）との調和を図る。
- ④ 金沢市の地域特性を踏まえた取組を盛り込む。

3. 策定の手順



4. 策定スケジュール

7月	◎ 第1回 廃棄物総合対策審議会 ・金沢市食品ロス削減推進計画の策定について 計画の概要、策定スケジュール
11月	◎ 第2回 廃棄物総合対策審議会 ・計画骨子案について
12月	パブリックコメント
2月	◎ 第3回 廃棄物総合対策審議会 ・パブリックコメント結果の報告 ・計画最終案について
3月	策定